

加入申出書記入方法

- 加入申出書は黒のボールペンではっきり、わかりやすく記入してください。
- 用紙の太枠の中をご記入ください。
- 60歳以上で加入される場合、国民年金の任意加入被保険者であることなどを確認させていただくため、日本年金機構から発行される「国民年金任意加入被保険者資格取得申出受理通知書」のコピー等が必要となります。
- 本人控を切り離し、残り全てを提出してください。

氏名、性別、生年月日、郵便番号及び住所を記入してください。在外邦人の方は国民年金基金までお問い合わせください。

上の欄の加入申出者と同じ氏名であっても記入してください。

掛金をゆうちょ銀行以外から引落す方は「1」を○で囲み、金融機関名、本店・支店名等を記入してください。また、口座の種類を○で囲み、口座番号を記入してください。掛金をゆうちょ銀行から引落す方は「2」を○で囲み、貯金通帳の記号と番号を記入してください。

基金掛金の納付方法です。どちらかを○で囲んでください。

- 1口目は必ずご記入ください。希望する年金給付の型を○で囲み、加入口数及び掛金月額を記入してください。
- 2口目以降に加入する場合確定年金の年金額が終身年金の年金額を超えることはできません。

内容をご確認のうえ、加入申出者氏名、記入日をご記載ください。

【記入例】35歳0月男性が1口目A型、2口目以降I型2口の合計3口に加入する場合のものです

国民年金基金加入申出書											
届書コード 01:新規加入 11:再加入 21:特定新規加入 31:特定再加入											
太枠内は必ずご記入ください。											
加入申出者の氏名											
フリガナ		ネン、ネン、タロウ		性別		①:男 ②:女		生年月日		基礎年金番号	
氏名		年金太郎						〇〇〇4092179123456			
市区町村コード		郵便番号		連絡先電話番号		日中連絡がつく電話番号					
		100-0000		03(3503)0000		090(1111)2222					
住所											
東京 千代田区霞が関1丁目2番地2号 国年ハイツ302											
口座名義人											
フリガナ		ネン、ネン、タロウ		印鑑		届出印		掛金払込機関は必ずご記入ください。		(注)2枚目の口座振替依頼書に届出印を押しつけてください。サインの方は2枚目にお届けサインをご記入ください。	
氏名		年金太郎		印鑑		届出印					
掛金払込機関											
①ゆうちょ銀行		②金融機関		口座番号(右つめて記入)		金融機関コード					
種目コード		種別コード		通帳記号		通帳番号(右つめて記入)					
166		30									
振替方法											
(希望する納付方法に○印をつけてください)											
毎月納付 ①年前納											
3月分までの一括納付 (掛金の割りはありません) 希望する											
国民年金保険料追納による掛金の特例 1:希望する 特例解除年月(和暦)											
希望する											
加入員番号											
資格喪失後氏名が変わった方は変更前の氏名											
フリガナ 氏名											
希望の有無 1:有 2:無											
直前の加入基金の名称											
国民年金基金											
直前の加入基金の加入員番号											
委任区分 整理番号											
国民年金基金加入年月日											
喪失予定年月											
推進員番号											
令和3年 4月 11日											
加入申出者氏名 年金太郎											

年金手帳の基礎年金番号を記入してください。

基金からお問い合わせできる電話番号を記入してください。

該当の取引方法に✓をしてください。

届出印は掛金を引落とす金融機関に届け出されている印鑑を2枚目に押印してください。サインの方は2枚目にお届けサインを記入してください。

今年度3月分までの一括納付を希望される方は「希望する」を○で囲んでください。

直近10年以内の国民年金の免除期間をすべて追納した方が該当します。※1

再加入される方だけ記入してください。

継続特例を希望する方だけ記入してください。※2

加入年月日は、基金(金融機関)がこの加入申出書を受け付けた日となります。

●「保険料追納による掛金の特例」について ※1

国民年金の保険料を免除(一部免除・学生納付特例・納付猶予を含みます。)されていた方が直近10年以内の免除された全期間分の保険料を追納したときは、国民年金の保険料が免除されていたため国民年金基金に加入できなかった期間に相当する期間(5年を限度とします。)に限り、掛金を月額102,000円まで納めることができる特例をいいます。

●「継続特例」について ※2

該当する事業または業務に従事しなくなったこと(職能型基金)により、基金の加入資格を喪失した後、引き続き新しい基金に加入する場合、3か月以内に申出をすれば、前の基金での掛金のままで加入できる特例をいいます。